

1割負担 1か月(31日)料金表

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位
栄養マネジメント	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位
日常生活継続	36単位	36単位	36単位	36単位	36単位
処遇改善(11%)	2,077単位/月	2,309単位/月	2,547単位/月	2,779単位/月	3,008単位/月
合計/月	20,956単位	23,296単位	25,704単位	28,044単位	30,350単位
円換算(単位×10.27)	215,218円	239,249円	263,980円	288,011円	311,694円
介護保険負担	193,696円	215,324円	237,582円	259,209円	280,524円
①1割負担	21,522円	23,925円	26,398円	28,802円	31,170円

②食費+居住費

	食費		居住費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
第1段階	300円	9,300円	0円	0円	9,300円
第2段階	390円	12,090円	370円	11,470円	23,560円
第3段階	650円	20,150円	370円	11,470円	31,620円
第4段階	1,392円	43,152円	855円	26,505円	69,657円

③預り金代行費+日常生活費

	預り金代行費		日常生活費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
介護保険外	100円	3,100円	200円	6,200円	9,300円

合計(①+②+③)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	40,122円	42,525円	44,998円	47,402円	49,770円
第2段階	54,382円	56,785円	59,258円	61,662円	64,030円
第3段階	62,442円	64,845円	67,318円	69,722円	72,090円
第4段階	100,479円	102,882円	105,355円	107,759円	110,127円

2割負担 1か月(31日)料金表

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位
栄養マネジメント	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位
日常生活継続	36単位	36単位	36単位	36単位	36単位
処遇改善(11%)	2,077単位/月	2,309単位/月	2,547単位/月	2,779単位/月	3,008単位/月
合計/月	20,956単位	23,296単位	25,704単位	28,044単位	30,350単位
円換算(単位×10.27)	215,218円	239,249円	263,980円	288,011円	311,694円
介護保険負担	172,174円	191,399円	211,184円	230,408円	249,355円
①2割負担	43,044円	47,850円	52,796円	57,603円	62,339円

②食費+居住費

	食費		居住費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
第4段階	1,392円	43,152円	855円	26,505円	69,657円

③預り金代行費+日常生活費

	預り金代行費		日常生活費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
介護保険外	100円	3,100円	200円	6,200円	9,300円

合計(①+②+③)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	122,001円	126,807円	131,753円	136,560円	141,296円

必要に応じて		円換算(単位×10.27)/月※処遇改善加算を含む
療養食加算	6単位/回	636~637円(1割)1,271~1,274円(2割)
経口維持加算	400単位/月	456円(1割)912円(2割)
初期加算I	30単位/日	1,059~1,061円(1割)2,119~2,122円(2割)
低栄養リスク改善加算	300単位/月	342円(1割)684円(2割)
再入所時栄養連携加算	400単位/回	456円(1割)912円(2割)
外泊・入院時費用	246単位/日	6日間の場合1,682~1,684円(1割)3,364~3,367円(2割)

※介護度により料金が変わります

3割負担 1か月(31日)料金表

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位
栄養マネジメント	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位
日常生活継続	36単位	36単位	36単位	36単位	36単位
処遇改善(11%)	2,077単位/月	2,309単位/月	2,547単位/月	2,779単位/月	3,008単位/月
合計/月	20,956単位	23,296単位	25,704単位	28,044単位	30,350単位

円換算(単位×10.27)	215,218円	239,249円	263,980円	288,011円	311,694円
介護保険負担	150,652円	167,474円	184,786円	201,607円	218,185円
①3割負担	64,566円	71,775円	79,194円	86,404円	93,509円

②食費+居住費

	食費		居住費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
第4段階	1,392円	43,152円	855円	26,505円	69,657円

③預り金代行費(100円)+日常生活費(200円)

	預り金代行費		日常生活費		合計
	1日あたり料金	1月あたり料金	1日あたり料金	1月あたり料金	1月合計
介護保険外	100円	3,100円	200円	6,200円	9,300円

合計(①+②+③)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	143,523円	150,732円	158,151円	165,361円	172,466円

＜ 介護報酬加算の内容 ＞

加算項目	内 容
福祉施設初期加算	入所から30日以内の期間。もしくは30日以上入院後、退院時から30日間
日常生活継続支援加算	①新規入所者(※1)の要介護度4～5の割合が70%以上、もしくは認知度Ⅲ(※2)以上の割合が65%以上であること ②介護福祉士の数が常勤換算で入所者6に対して1以上配置すること
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で60%以上であること ※日常生活継続支援加算、他のサービス提供強化加算を算定している場合は算定しない
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であること ※日常生活継続支援加算、他のサービス提供強化加算を算定している場合は算定しない
サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上であること ※日常生活継続支援加算、他のサービス提供強化加算を算定している場合は算定しない
サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%であること ※日常生活継続支援加算、他のサービス提供強化加算を算定している場合は算定しない
看護体制加算Ⅰ(イ)・Ⅱ(イ)	①常勤の正看護師を1人以上配置 ②常勤換算で看護職員を3人以上配置 ③施設の看護職員による24時間の連絡体制の確保 上記内容で加算
栄養マネジメント加算	①常勤の管理栄養士を配置 ②医師、管理栄養士等が協働して利用者毎の栄養状態を把握し栄養ケア計画書を作成 ③定期的に見直しを実施
経口維持加算Ⅰ(該当者のみ)	摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者に対し、多職種による食事観察や提供内容の検討、経口維持計画書の作成を行い、経口摂取維持を支援する
療養食加算(該当者のみ)	管理栄養士による管理のもと、医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の食事(療養食)を提供した場合に加算 (糖尿病食・心臓病食・貧血食など)
低栄養リスク改善加算(該当者のみ)	①新規入所時又は再入所時に、低栄養リスクが「高」であり、多職種が協働して栄養管理の為の会議を行い、改善の為の栄養ケア計画を作成 ②管理栄養士による食事の観察と該当者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事栄養調整を行う
再入所時栄養連携加算(1回限り)	入所者が医療機関に入院をし、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養、嚥下調整食の新規導入)であって施設管理栄養士が当該医療機関管理栄養士の栄養食事指導に同席、相談の上栄養ケア計画の原案を作成し退院した場合に算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬単位数×11%×10.27(地域区分率)が加算
介護職員等特定介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)介護報酬単位数×2.7%(サービス別加算率)×10.27(地域区分率)が加算 ※職員体制により(Ⅰ)又は(Ⅱ)いずれかを算定 (Ⅱ)介護報酬単位数×2.3%(サービス別加算率)×10.27(地域区分率)が加算
外泊・入院時費用	入所者が医療機関への入院を要した場合および入所者に居宅での外泊を認めた場合

※1 算定月の前6ヶ月間または前12ヶ月の新規入所者のこと ※2 日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められ介護を必要とする認知症のランク